

(府労連)

回 答

令和 7 年 11 月 18 日
総務部職員長

(府労連)

去る令和7年10月30日に、府労連からご要求のありました諸事項につきましては、これまで数次にわたる事務折衝及び先般の課長交渉を通じまして、皆様方のご意見は十分に承ってきたところでございます。

皆様方のご意見を、上司にも十分に伝えますとともに、この間、ご要求の諸事項全般につきまして、検討を行つてきたところでありますが、社会情勢等が依然として厳しいことから、我々としても、その対応に大変苦慮しているところでございます。

とりわけ強くご意見のある諸点につきましては、その後も引き続き、鋭意検討を進めているところでありますが、これまでの交渉及び事務折衝を踏まえ、現段階での考え方を申し上げたいと存じます。

第1のご要求について、府労連との、これまでの良き労使関係については、今後とも維持してまいりたいと存じます。

我々としては、この基本的立場に立ちまして、職員の給与・勤務条件に関わる諸問題については、誠意をもつて、府労連と十分協議を行つてまいりたいと存じます。

第2のご要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、尊重することが基本と考えております。

人事委員会から勧告のあった、本年の公民較差を踏まえた月例給及び期末・勤勉手当の引上げ並びに教育職員の給与改定等の取扱いについては、国や他府県の取扱いや本府の財政状況等を踏まえ検討しているところであり、未だ結論に至っておりません。

第5のご要求について、通勤手当の認定基準については、令和8年4月1日から全ての職員を対象に、最安の経路と比較して、時間短縮となる又は乗換回数が少ない経路を認定できるよう見直したいと存じます。

第11のご要求について、体調不良時に休む等のために設置している労働安全衛生法に基づく本庁の休養室については、現在、大手前庁舎では別館2階に、咲洲庁舎では3階に設置しておりますが、新たに大手前庁舎の本館2階にも設置したいと存じます。

その他のご要求の諸事項については、先般、課長回答でお答え申し上げたとおりでございます。

ご要求に対する回答は、以上でございます。